

新型コロナウイルス感染拡大を受けての 放課後デイ Granny 本部方針に関する Q & A

株式会社 Granny
代表取締役会長 小倉丘礼

表題の件に関しまして、今後随時アップデートをしてまいります。厚生労働省通達や各自治体通達によっては、変更や撤回の可能性もございますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

(学校臨時休業時の児童生徒の利用)

問1 利用している児童の対象学校が一斉休校になった。この場合、放課後デイ Granny での児童生徒の利用を継続しても問題ないか？

(答) R2.2.27 本部回答

【厚労省事務連絡／新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(R2.2.27)】にある通り、当該児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等において1人で過ごすことができない児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所して、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。

(通所利用の児童生徒の保護者に対する依頼)

問2 放課後デイ Granny を利用している児童生徒の保護者に対して、どの様な場合において利用を控える様にお伝えすれば良いか？

(答) R2.2.27 本部回答

【Granny 本部／修正済新型コロナウイルス感染拡大防止案内 (R2.2.27)】及び【厚生労働省／社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について (R2.2.24)】にある通り、利用児童生徒本人・家族又は職員が利用児童生徒本人の体温を計測し、37.5℃以上の発熱がある(元々平熱が高い児童生徒は平熱プラス1℃以上発熱時)または、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、利用児童生徒の保護者に対して利用を控える様にお伝えください。尚、過去に発熱が認められた場合であっても、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向と判断できる場合は利用を認

めることとして下さい。あくまで、放課後等デイサービスを利用するか否かは利用者又は保護者の判断に委ねるものとして下さい。

(学校臨時休業時に提供した場合の算定)

問3 利用している児童の対象学校が臨時休校となり、その際に受け入れた場合の基本報酬算定は「学校休業日」扱いで問題ないか？

(答) R2.2.29 本部回答

【厚生労働省事務連絡／平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (H27.3.31)】にある通り、基本報酬における「学校休業日」とは以下を指し、学校休業日扱いとして算定して何ら問題ありません。

- 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしません。

(学校臨時休業時における人員配置)

問4 学校臨時休業時に本来は午前中からスタッフが配置できない。その場合は人員基準を遵守せずにサービス提供をしても問題ないか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】にある通り、サービス提供職員欠如減算の適用という観点に関しましては、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も、適用されない取り扱いです。

(答) R2.2.29 本部回答

【Granny 本部／新型コロナウイルス対策に伴う学校休業時の人員配置に関して (R2.2.28)】及び【厚生労働省事務連絡／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員

基準等の臨時的な取扱いについて(第2報) (R2.2.20)】にある通り、原則は通常通りの人員配置を毎営業日行って下さい。ただし、支援において支障が無いと事業所で判断し、かつ指定権者である自治体はその人員配置による運営で差し支えないと判断した場合は、人員欠如が一時的に起こったとしてもサービス提供をしても問題ない。

(コロナウイルスに関する Granny 本部窓口)

問5 今後コロナ対策に関して、Granny 本部に相談する場合の問い合わせ先はどこか？

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には各加盟店・各事業所と普段より連絡を取り合っている ChatWork グループにて問い合わせ、もしくは弊社本部スタッフでのお電話をお願い致します。厚労省や自治体通知を待たないと回答できないケース、本部スタッフ等による本部会議をしないと回答をできないケースもあり、より迅速な対応には心がけますが、回答までに時間を要する場合がございます事をご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。尚、弊社としましては「コロナウイルス感染防止対策本部」を Granny 本部内に設置し、情報の一元化に努めて対応して参ります。以下をご参照ください。

【コロナウイルスに関するお問合せ先】

コロナウイルス感染拡大防止対策本部

本部長：取締役社長 三宅 悠介 (みやけ ゆうすけ)

電話番号：090 - 7278 - 0987

(利用者判断による事業所の欠席時の報酬算定)

問6 コロナウイルスに感染する事を恐れて事業所を欠席すると利用者または保護者が判断した場合はどのような報酬の算定で対応をすれば良いのか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】よりまた、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。また、新型コロナ

ナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応としての加算等については、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。なお、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。こちらはあくまで、「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」に限ります。事前に指定権者にご確認の上、本部まで報告願います。また、こうした健康管理や相談支援等、市町村が認めた同等のサービスを提供した場合には、通常どおりの利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うと共に文書や電子メール等の手段により保護者へ通知をして下さい。

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には【厚生労働省／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(R2.2.20)】の通り、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする旨の周知がございました。しかし各自治体において、この「市町村が認める場合」の基準が異なるケースがございますので、各加盟店が独自に指定権者へ確認を行い、その内容を本部までご報告願います。

(支給量を超えての放課後デイ Granny の利用)

問7 学校の一斉休校に伴い、放課後デイの利用増加が見込まれる。その場合、本来与えられている支給量を超えての放課後デイの利用に関しては可能か？

(答) R2.3.8 本部回答

【児童福祉法／21 条の 5 の 8 第 2 項】より市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考にて下さい。ただし、こちらは市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとして差支えない、という意味合いであり、あくまで指定権者への確認が必要です。指定権者への確認を各加盟店が

独自に行い、その結果を本部へ報告願います。また、緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

(事業所として契約を結んでいない児童の受け入れ)

問8 現在、利用契約を締結していない児童の保護者から利用の希望があった。その場合は問題ないか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えないとされています。放課後デイ Granny においては医療的ケア児を含め、支援を十分に必要とする児童の利用が想定される為、指定権者への確認の上、利用希望があった重心判定を受けている重心児は積極的に受け入れて下さい。ただし、重心判定は受けていないが医療的ケア児などの支援を必要とする児童の保護者からの利用希望があった場合は指定権者に確認の上、利用の受け入れ判断を行って下さい。その場合、請求する報酬単価が「重心児としての算定」なのか「重心児以外としての算定」なのかを確認し、本部まで報告願います。

(行政への届け出以外でのサービス提供時間・サービス提供日の取り扱い)

問9 現在、日曜日を休業日としてサービス提供日を定めているが、運営規程等の変更届を事前に提出する事なく、日曜日サービス提供をすることは可能か？

(答) R2.3.8 本部回答

基本的には【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。また、普段開設をしていない日・時間にサービス提供を行う場合は事前に本部へ報告願います。

(定員超過利用減算の取り扱い)

問10 1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか？
差支えない場合、何人まで受入れ可能ですか？ また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要はありますか？

(答) R2.3.8 本部回答

基本的には【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。Granny 本部としましては、1日あたりの利用人数が7名を超える場合は、指導員1名以上を追加する人員配置でサービス提供をお願い致します。

(事業所における職員の健康管理と感染予防対策)

問11 Grannyの職員はどのような健康管理と対策をしていますか？

(答) R2.3.19 本部回答

基本的には【厚生労働省／社会福祉施設等における感染 拡大防止のための留意点について (R2.3.6)】に基づき、職員に出勤前の検温を徹底し、体温が37.5度以上ある場合は、自宅療養させています。職員自らが健康管理できるよう、毎日の検温結果等を記録することをGrannyの全事業所には徹底しております。発熱はなくても、激しい咳や息苦しさ、強いだるさなどの症状がありましたら、出勤させないよう事業所の管理者もしくは法人代表者が管理をしています。

(特別支援学校の一斉休校等に伴う放課後デイ利用増加と負担増)

問12 学校が休校となり、放課後デイの利用が増えました。その場合の利用者負担は変わらず保護者が負担しないといけないのか？

(答) R2.3.19 本部回答

【厚生労働省／特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの対応に係る財政支援】より、追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び地方負担に係る部分について

国費により補助する、とされています。しかし、現状では正式な決定や通知が出されていないことから、順次対応することとなります。

(新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応)

問13 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、Granny ではどのような具体策をとっているのか？

(答) R2.3.19 本部回答

【厚生労働省／社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (R2.3.6)】より、本部としては以下の通り各事業所に対応の指示を出しているところです。

当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従い、その指示内容まで詳細を本部まで必ず行うこととする。

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。また、速やかに管理者及び法人代表者ならびに本部への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の相談支援事業所等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールやアルコールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールやアルコールで清拭する。本部として、継続的なアルコールの供給に努められるよう確保に努めているところである。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施
濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

対象物による消毒方法

対象	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none"> ・ エタノール含有消毒薬：ラビング法（30 秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法） ・ スクラブ剤による洗浄（消毒薬による 30 秒間の洗浄と流水）
嘔吐物、排泄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして 0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器（ベッドパン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1 分間）。 ・ 洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5 分間）。
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱水洗濯機（80℃10 分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。 ・ 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動食器洗浄器（80℃10 分間） ・ 洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗剤で十分洗い、熱水消毒する。 ・ 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する。
ドアノブ、便座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 ・ 体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。

（新型コロナウイルスの集団感染を防ぐための周知）

問 1 4 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために Granny では周知はしていますか？

（答） R2.3.19 本部回答

【厚生労働省／社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため

に」の周知について（R2.3.9）より、本部としては以下の掲示物を事業所の入り口付近に掲示し、周知を図っています。

介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

- 1 咳エチケットや手洗い等の徹底**

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。


- 2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測**

 - 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
 - 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。
- 3 面会の制限**

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。


- 4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で**

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



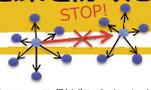
高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、**37.5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合**には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は――

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

別紙



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

＜感染経路の特徴＞

※「小規模患者クラスター」とは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ピュウフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

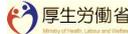
このように、集団感染の共通点は、特に、**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最も考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。



令和2年3月1日版